

【ムクドリの被害状況及び対策について】

1. 経緯及び背景

都の「第 12 次鳥獣保護管理事業計画」には、ムクドリが農産物への加害鳥獣であると記載している。しかし、近年では、島しょ部を除く都内において、ムクドリの集団の鳴き声による騒音や糞害など、生活環境被害が問題となっている。そのため、「第 13 次鳥獣保護管理事業計画」では、予察表の中に、ムクドリの生活環境被害の追加を検討する。

2. ムクドリの生態

(1) 一般的な生態

一般的なムクドリの生態情報は表 2.1 に示すとおりである。

表 2.1 ムクドリの一般的な生態情報

ムクドリ <i>Spodiopsar cineraceus</i>		ムクドリ科											
	【重要種としての選定状況】												
	■文化財保護法	—											
	■種の保存法	—											
	■環境省 RL	—											
	■東京都 RL(区部,本土部)	—											
	【繁殖期】												
1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12		
■:繁殖期													
【一般的な生態】													
<ul style="list-style-type: none"> ● 全長 24cm, 体重 75-90 g。背は黒褐色で、腹は淡く、頭頂・翼・尾は黒味がつよい。頭頂から頬に不規則な白色部がある。 ● 主に群れで生活し、夏から秋にかけては笹藪や街路樹などに大集団でねぐらを作る。「キュルキュル」「ジャージャー」などといろいろな声を出す、きれいな声ではない。 ● 一年を通じて全国で見られる。農耕地、公園、庭園、山麓の林、牧場、村落付近の林、果樹園、ゴルフ場などに生息する。 ● 疎林の樹洞や人家の戸袋など建物のちょっとしたすき間に巣を造る。家の戸袋などで繁殖した場合、繁殖中の鳴き声、悪臭、繁殖終了後にはダニが発生し問題になることもある。 ● ムクドリ被害が増えるのは、数百～数千羽程度の群れがつけられる夏ねぐらの時期（6月～10月頃）であるが、冬ねぐらの群れ数は増えたり減ったりし、近年では一年中ねぐらが作られる地域もある。 													

引用)「鳥種別生態と防除の概要：ムクドリ」(中央農業総合研究センター 鳥獣害研究室、2021年更新)

(2) 都内における生息状況と生活環境被害

表 2.2 に都内のムクドリが生息状況と生活環境被害の有無を都心部に着目して整理した。東京 23 区内ではすべての区でムクドリの存在が確認されている。ムクドリは通年確認されている留鳥であり、都内（都心部）におけるムクドリのねぐらは駅前の単木や数本の樹木、公園内の樹木、神社等の竹林等で確認されている。

表 2.2 (1) 都内のムクドリの生息状況と生活環境被害

対象市区	生息状況		生活環境被害	出典
	確認時期	確認箇所・状況等		
千代田区	2019年6月～ 2020年1月	-	-	「バードサンクチュアリ化プロジェクト（概要版）」（千代田区 HP）
中央区	2016年4月	石川島公園	×	「シバ発芽」（中央区観光協会オフィシャルブログ HP）、区役所へのヒアリング
港区	-	ねぐらあり	○	文献 1
新宿区	2016年8月	過去ねぐらがあったが、現在は消失	○	「都内のムクドリのねぐらは？富山公園のねぐらはいずこに」（日本野鳥の会 東京 研究部ブログ）
文京区	2019年3月	「しばしば集団を形成するので、糞や騒音による被害が問題視されることがあります」との記載あり	◎	「文の京生きもの写真館アルバム（2020年春夏）」（文京区 HP）
台東区	2021年春～初夏	上野公園	×	「台東区で見られる野鳥をチェック！上野公園と不忍池で野鳥観察してみた！春→初夏編」（いろはめぐり HP）、区役所へのヒアリング
墨田区	-	「ムクドリが非常に増えている。」	○	「令和元年度 第 1 回墨田区環境審議会」墨田区 HP
江東区	-	仙台堀川公園	-	「夜桜も美しい 水面に映える桜を愛でる」江東区 HP
品川区	2021年3月	-	-	「大崎・五反田地区の桜 2021」品川区 HP
目黒区	-	自由が丘公園	-	「目黒に住む野鳥（冬の小鳥）」目黒区 HP
大田区	2017年3月	ねぐら、呑川	○	文献 1、「呑川の現状」（大田区 HP）
世田谷区	1910年～2015年春夏秋冬	ねぐら、繁殖記録あり	○	文献 1、「世田谷の鳥 2015-世田谷鳥類目録-」（2017年、一般社団法人世田谷トラストまちづくり野帳ボランティア）
渋谷区	2018年度	明治神宮	-	明治神宮 HP
中野区	2021年8月	本五ふれあい公園	×	区役所へのヒアリング
杉並区	2018年度全月	農耕地、市街地	-	「杉並区自然報告書（第 7 次）」（2019年）
豊島区	2019年～2020年6月～9月	-	-	「としま生き物さがし」（豊島区 HP）

注 1) 文献 1：「東京都区部におけるムクドリの集団ねぐらと周辺土地利用の関係」（山内ほか、2016年）

注 2) 文献 2：「多摩の鳥 鳥類目録 2000～2012」（日本野鳥の会 奥多摩支部）

注 3) ◎：生活環境被害あり、○：生活環境被害はないが、ねぐらあり、×：生息は確認されているが、生活環境被害及びねぐらについて被害報告なし、-：生活環境被害やねぐらについて記録されていないため記載情報なし

表 2.2 (2) 都内のムクドリが生息状況と生活環境被害

対象市区	生息状況		生活環境被害	出典
	確認時期	確認箇所・状況等		
北区	-	ねぐら、「北区では住宅地で1年中見ることができます。家の戸袋に巣をつくることもあります。」	○	文献1、「北区生物マップ」(H24, 北区HP)
荒川区	-	ねぐら、みどりの空間に関する自由記述で「植樹するとムクドリが来るかもしれないのでやめてほしい」と市民からコメントあり	○	文献1、「平成30年度第2回あらかわ・Eモニターアンケート結果」(荒川区HP)
板橋区	-	ねぐら	○	文献1
練馬区	1990年10月	集団ねぐら、予算にムクドリ用防除装置購入費が計上されている	○	文献1、第4回自然環境保全基礎調査(環境庁自然保護局、1994年)、「令和2年度補正予算(第6号)の概要」(令和3年、練馬区HP)
足立区	-	ねぐら	○	文献1、「あだちの野鳥」(2021年、足立区HP)
葛飾区	2012年5月・11月	ねぐら	○	文献1、「平成24年度葛飾区環境調査報告書」(葛飾区HP)
江戸川区	-	騒音や糞害。H27～西葛西駅前広場に特殊波動装置を設置したが、再び戻ってくる状況。約3,000羽が目測で確認された。	◎	「西葛西駅のムクドリ対策について」(江戸川区HP)
八王子市	-	毎月2～3件、ムクドリによる糞害や悪臭等の生活環境被害の問い合わせが個人や町会からある。市は街路樹の剪定・植え替えや、電力会社に電線にテグスを張る依頼等を行っているが、効果的な対策がないため、ムクドリの捕獲をできれば行いたい。	◎	八王子市環境保全課へのヒアリング
昭島市	2003年11月、2009年6月	拝島橋周辺1500羽、多摩川昭和堰周辺120羽	-	文献2
福生市	2000年6月	-	-	文献2
東大和市	-	糞害、悪臭。H25～樹木の強剪定やネットの設置。ここ数年は職員によりムクドリの嫌う音源を流す対策を実施。抜本的な解決方法とはならず対策に苦慮している。ムクドリと共生を図る取組について、他の地域における事例等、画期的な方策がないことから、現在のところ取組は実施していない。	◎	令和2年第4回東大和市議会定例会会議録第17号
稲城市	1990年9月	集団ねぐら	○	第4回自然環境保全基礎調査(環境庁自然保護局、1994年)
羽村市	2006年1月、2010年7月	羽村堰周辺20～100羽	-	文献2
多摩地域	2021年	ムクドリの生活環境被害に関する苦情が寄せられている。	◎	都職員へのヒアリング

注1) 文献1:「東京都区部におけるムクドリの集団ねぐらと周辺土地利用の関係」(山内ほか、2016年)

注2) 文献2:「多摩の鳥 鳥類目録2000～2012」(日本野鳥の会 奥多摩市部)

注3) ◎:生活環境被害あり、○:生活環境被害はないが、ねぐらあり、×:生息は確認されているが、生活環境被害及びねぐらについて被害報告なし、-:生活環境被害やねぐらについて記録されていないため記載情報なし

(3) ムクドリの子数

「減少しているムクドリやスズメ全国鳥類繁殖分布調査の結果から」(バードリサーチニュース 植田、2020)の全国調査によると、住宅地率が80%以上の都市では、1990年代とくらべて、2010年代ではムクドリは増加していたのに対し、住宅地率が60%を切る調査コースではその多くが減少していた。

3. 他道府県の実態

(1) 被害対策

予察表にムクドリの生活環境被害が記載されている県を表3.1に示す。

表 3.1 予察表にムクドリの生活環境被害が記載されている府県の状況

府県	予察表記載内容		生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害の防止として捕獲したムクドリの数					
			2019年度		2020年度		2021年度	
	被害 農林水産物等	生活環境被害の時期	鳥	卵	鳥	卵	鳥	卵
参考) 東京都	野菜類、果樹	通年	19	3	22	1	49	-
千葉県	生活環境被害(糞害, 騒音, 電力設備障害, 航空機衝突等)	通年	236	-	183	-	301	-
富山県	果樹、生活環境等	6月～11月	215	-	259	-	332	-
福井県	果樹(梨)、生活環境	7月～11月	7	-	1	-	10	-
岐阜県	生活環境	8月～11月	37	-	48	-	48	-
静岡県	水稻、野菜類、果樹類、豆類、家屋、生活環境	通年	-	-	28	4	38	-
愛知県	果樹類, 豆類, 野菜類, 糞害	通年	1,921	-	2,784	-	2,730	240
滋賀県	農産物、生活環境	通年	-	-	-	-	-	-
大阪府	果樹、野菜、建築物等	8月～3月	202	-	112	-	186	-

出典) 鳥獣統計情報(環境省 HP)

(2) 都道府県知事の捕獲許可による捕獲鳥獣数

予察表にムクドリ你的生活環境被害が記載されている県において、鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害の防止としてムクドリ及びその卵が捕獲された数を表 3.2 に示す。

2019 年度～2021 年度の期間でムクドリの卵を捕獲していた都道府県は、東京都、静岡県、山梨県(2020 年に 5 個)、愛知県の 4 都県であった。

表 3.2 (1) ムクドリによる生活環境被害に関するヒアリング結果

ヒアリング先	ヒアリング結果 内容) 1. 予察表にムクドリ你的生活環境被害を含めた経緯、2. 被害状況、3. 市街地での捕獲方法及び捕獲者、4. その他
千葉県 環境生活部自然保護課	<ol style="list-style-type: none"> 1. 第 12 次鳥獣保護管理事業計画以前から予察表に含めているため、当初予察表に含めた経緯は不明。計画更新時には特に問題がない限り、予察表は現状維持としている。 2. 年に数件相談があり、その都度県から捕獲許可を出している。 3. ムクドリについては市町村で対応をしている(県はシカやイノシシなど大型鳥獣の捕獲のみ担当)。私有地では罠免許を持った市町村職員又は業者が罠を設置して捕獲することがある。大きなねぐらについては捕獲が困難であるため、公園や道路管理者が木の剪定や電線へのとり対策等の対処を行っている。
富山県 生活環境文化部自然保護課	<ol style="list-style-type: none"> 1. 第 12 次鳥獣保護管理事業計画以前から予察表に含めているため、当初予察表に含めた経緯は不明。計画更新時には特に問題がない限り、予察表は現状維持としている。 2. 街中や田畑で生活被害がでていますが、問い合わせ件数は多くない。 3. ハト・カラス用の罠等を使用していると想定されるが、詳しくは市町村に問い合わせる必要がある。
富山市 道路河川管理課	<ol style="list-style-type: none"> 2. ムクドリの捕獲は行っていないが、対策は実施している。 4. (環境部環境保全課ではムクドリの捕獲は行っていない。)
高岡市 地域安全課	<ol style="list-style-type: none"> 2. 市役所職員がムクドリの捕獲を行うことはなく、道路や公園での被害については各所管が担当をしている。

表 3.2 (2) ムクドリによる生活環境被害に関するヒアリング結果

ヒアリング先	ヒアリング結果 内容) 1. 予察表にムクドリの生活環境被害を含めた経緯、2. 被害状況、3. 市街地での捕獲方法及び捕獲者、4. その他
愛知県 環境部自然環境課	<ol style="list-style-type: none"> 1. 市町村へ予察表に含めたい鳥獣についてアンケートを行い、要望があった内容を予察表に反映している。反映する内容について、数値での判断基準は設けていない。 2. 生活環境被害の防止として捕獲したムクドリの数については市町村に問い合わせる必要がある。 4. 糞害以外の生活環境被害についても捕獲許可を出している。
名古屋市 緑政土木局 都市農業課	<ol style="list-style-type: none"> 3. 「野生鳥獣等に関する相談 Q&A 集」(令和 2 年 7 月、名古屋市野生鳥獣等の相談窓口の案内に関する検討会議)に基づき対応している。民家の敷地内にムクドリがいる場合は、被害の程度に関わらず生活環境被害として扱い、捕獲許可を出している。卵の手捕りは個人又は個人から依頼した業者が行う。捕獲した卵は生ごみで捨ててもらっている。愛知県では、ヒナは安楽死させなければいけないという決まりがあるため、個人から業者に委託する必要がある。ほとんどの相談者はヒナが巣立つまで待つ。成鳥のムクドリを捕獲することはあまりないが、捕獲が必要な場合は土地の管理者から業者に依頼し、ハトやカラスの捕獲方法と同様、箱わなを用いる。 4. 公園や道路などでムクドリが発生した場合は捕獲をせず、木の剪定や木をたたく等で追い払う対策を実施している。
大阪府	<ol style="list-style-type: none"> 1. 第 12 次鳥獣保護管理事業計画以前から予察表に含めているため、当初予察表に含めた経緯は不明。計画更新時には特に問題がない限り、予察表は現状維持としている。 2. 生活環境被害の訴えがあり、許可基準を満たしていれば捕獲許可を出している。 3. 市街地では卵の手捕り又は箱わなを用いて捕獲する。私有地の卵の手捕りは、個人が手捕りを行うか、個人から自費で業者に依頼し、捕獲している。特定の業者を紹介することはできないため、ペストコントロール協会を案内している。 4. 道路等私有地以外で被害が生じた場合は施設管理者又は施設管理者が委託した業者が捕獲許可を得て捕獲している。銃でのムクドリ捕獲は、市の職員又は委託先の猟友会が捕獲している。

4. ムクドリによる被害対策・捕獲方法について

(1) 被害対策

ムクドリによる生活環境被害が発生している他府県では、都内でも用いられている特殊波動装置等のほか、タカによる追い払い、ライトを用いた追い払い、木の剪定、磁気を用いた忌避器具の設置、猛禽類のはく製の設置と鳴き声の発信、木を揺らす、爆竹や花火の使用等が行われている。信州大学名誉教授で元日本鳥学会の会長である中村浩志先生によると、ムクドリ対策の基本方針は「①人間は怖いものだと思わせる（決してなめられてはいけない）②中途半端な対策ではダメで人海戦術により徹底的に追い払う」との意見がある（「ムクドリとの攻防の日々」国土交通省中部地方整備局 HP）。

また、八王子市では街路樹の剪定及びムクドリがとまりにくい種への植え替えの他、電力会社に相談をし、電力会社の好意で電線にテグスを張っている。

なお、これらの対策を講じても、ムクドリが次に移動する先で被害が生じることがある。

(2) 捕獲方法

ムクドリの主な捕獲方法は、農地等開けた空間においては無双網や銃器である。市街地等狭い空間においては、箱わなが複数の都府県で使用されているほか、大阪府や愛知県名古屋市では卵の手捕りを実施している（表 3.2 参照）。

5. 第 13 次鳥獣保護管理計画への反映

ムクドリは留鳥であることから、23 区内及び多摩地域全域で 1 年間を通して生活環境被害（騒音・糞害等）が発生している。そのため、第 13 次鳥獣保護管理計画では、ムクドリの予察項目に「生活環境」を新たに追加し、被害発生時期は「通年」、被害発生地域は「23 区内、多摩地域」とすることを検討する。